

見積競争公告

次のとおり見積競争に付します。

令和3年1月20日

全国健康保険協会鹿児島支部
支部長 大坪 信一

1 調達内容

(1) 調達件名及び予定数量

任意継続資格取得申出書同封チラシの作成

- | | |
|-------------------|----------|
| ① 保険料率改定に伴う保険料率額表 | 13,000 枚 |
| ② 被扶養者認定要件チラシ | 13,000 枚 |

(2) 仕様等

仕様書のとおり

(3) 納入期限

令和3年3月16日

(4) 納品場所

全国健康保険協会鹿児島支部が指定する場所

(5) 見積競争方法

総価にて見積競争に付す。

見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって見積書を提出したものを契約の相手方とする。相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額をもって判定を行うので、参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（税抜額）を見積書に記載すること。

2 仕様書の配布場所等

(1) 仕様書の配布場所及び見積書提出先

〒892-8540 鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビル6階
全国健康保険協会鹿児島支部 企画総務グループ 担当 春山
電話 099-219-1734（自動音声案内④番）

(2) 仕様書の内容に対する問い合わせ先

全国健康保険協会鹿児島支部 業務グループ 担当 三宅
電話 099-219-1734（自動音声案内①番）

(3) 見積書提出期限

日時 令和3年2月4日（木） 11時00分（厳守）

3 その他

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者であって、かつ、全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (2) 見積書には、事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印し、全国健康保険協会鹿児島支部宛て提出すること。なお、記載誤り、記載漏れ及び押印漏れ又は判読不能なものは入札を無効とする。
- (3) 仕様書に係る疑義については、事前に各担当者へ必ず確認することとし、落札後に異議を述べることは出来ないものとする。
- (4) 見積金額は、作成から納品までにかかる一切の費用を経費として見込むこと。
- (5) 見積書提出後の差替え、変更又は取消しをすることはできない。
- (6) 見積競争結果については、決定業者にのみ連絡する。(なお、見積競争結果については、当協会支部受付に掲示する。)
- (7) 落札した後、業務完了後の請求に当たっては、消費税等額に 1 円未満の端数が生じた場合について、これを切り捨てるものとする。
- (8) 落札した後、仕様書の誤認等を理由に契約しない者は、見積金額の 100 分の 5 に相当する金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）を違約金として、全国健康保険協会鹿児島支部長が指定する期日までに協会に納めなければならない。
- (9) 契約書作成の要否 不要

全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 30 条企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第 31 条企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
- (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

3 第 1 項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。